

平成 年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号 106-0047

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都港区南麻布5丁目2番32号 興和広尾ビル2F

特定非営利活動法人の名称

NPO法人 社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会

代表者氏名 理事長 有岡 正樹

電話番号 080-3401-6767

ファクシミリ番号 03-6408-6199



## 役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所
平成29年1月31日 役員改選	理事長 (再任)	(アノカ マキ) 有岡 正樹	東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目15番13号
平成29年1月31日 役員改選	副理事長 (再任)	(カムラ ヨシジ) 中村 裕司	東京都目黒区八雲一丁目3番20号
平成29年1月31日 役員改選	副理事長 (再任)	(スズキ イズミ) 鈴木 泉	東京都板橋区仲宿64番地6
平成29年1月31日 役員改選	理事 (再任)	(タヤマ カズヨシ) 建山 和由	京都府京都市西京区大原野西竹の里町一丁目3番地7
平成29年1月31日 役員改選	理事 (再任)	(カトウ マサル) 海藤 勝	千葉県市川市福栄三丁目2番5-701号 (ローズガイドンアークス行徳)

收受書 (受付NO 007)

法人名 特定非営利活動法人 社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会 御中

書類名

設立・定款変更認証申請書・認定(仮)申請書・定款変更届出書・登記完了  
(設立・定款変更)・閲覧書類提出書・役員の変更等届出書・事業報告書(分)  
・解散届出書・清算結了届出書・役員報酬規定等提出書  
・海外への送金、金銭持出しの提出書  
・その他( )



第5号様式 (第9条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号 106-0047

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都港区南麻布5丁目2番32号 興和広尾ビル2F

特定非営利活動法人の名称

社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会

代表者氏名 有 岡 正 樹

電話番号 080-3401-6767 ファクシ番号 03-6408-6199



## 定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容	1. 第1章 総則 第2条（事務所） （変更前）この法人は、主たる事務所を東京都千代田区内神田3丁目2番9号に置く （変更後）この法人は、主たる事務所を東京都港区南麻布5丁目2番32号に置く
2 変更の理由	役員の変更に伴い移転することとなった
3 変更の時期	平成29年2月1日

備考

- 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- この届出書に以下の書類を添付してください。
  - (1) 変更後の定款 2部（ただし、特定非営利活動促進法第52条第1項の規定により提出する場合は1部とする。）
  - (2) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1部
- 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出る場合は、「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。

第5号様式の2 (第9条の2関係)

年 月 日

東京都知事 殿



郵便番号 106-0047

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都港区南麻布5丁目2番32号 興和広尾ビル2F

特定非営利活動法人の名称

NPO 法人 社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会

代表者氏名 有 岡 正 樹

電話番号 080-3401-6767

ファクシミリ番号 03-6408-6199



## 定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出します。

### 備考

- 1 この提出書に以下の書類を添付して提出してください。
  - (1) 登記事項証明書 1部
  - (2) 登記事項証明書の写し 1部（ただし、特定非営利活動促進法第52条第1項の規定により提出する場合は、写しの添付は不要。）
- 2 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出する場合は、「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。

## 履歴事項全部証明書

東京都港区南麻布五丁目2番32号  
 特定非営利活動法人社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会

会社法人等番号	0100-05-014391	
名称	特定非営利活動法人社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会	
主たる事務所	東京都港区南麻布五丁目2番32号	
法人成立の年月日	平成21年9月25日	
目的等	<p>目的及び業務</p> <p>この法人は、国内外の中央政府・地方自治体・企業・コミュニティ・市民等に対して、シニアエンジニアの豊富な経験と知識を活用した社会基盤ライフサイクルマネジメントに関する調査、研究開発、政策提言および技術・法務・経営サポート活動事業等を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育の推進を図る活動</li> <li>(2) まちづくりの推進を図る活動</li> <li>(3) 環境の保全を図る活動</li> <li>(4) 災害救援活動</li> <li>(5) 地域安全活動</li> <li>(6) 国際協力の活動</li> <li>(7) 情報化社会の発展を図る活動</li> <li>(8) 科学技術の振興を図る活動</li> <li>(9) 経済活動の活性化を図る活動</li> <li>(10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li> <li>(11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動</li> </ol> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会基盤ライフサイクルマネジメントに関する調査、研究開発事業</li> <li>(2) 社会基盤ライフサイクルマネジメントに関する政策提言事業</li> <li>(3) 社会基盤ライフサイクルマネジメントに関する技術・法務・経営サポート活動事業</li> <li>(4) 社会基盤ライフサイクルマネジメントに関する技術の普及、人材育成および広報活動事業</li> </ol>	
役員に関する事項	東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目15番13号 理事 有岡正樹	平成27年 2月17日就任
資産の総額	金0円	



東京都港区南麻布五丁目2番32号  
特定非営利活動法人社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会

登記記録に関する 事項	平成29年2月1日東京都千代田区内神田三丁目2番9号から主たる事務所移 転  平成29年 3月 8日登記
----------------	---

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成29年 3月16日

東京法務局港出張所  
登記官

加 藤 聡

